

山梨県農業災害対策資金利子補助要綱

第1 趣 旨

知事は、農業災害対策資金融資要項（以下「要項」という。）に基づく資金を融資する山梨県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）に対し、利子補助金を交付するものとし、交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 利子補助金の交付の対象

第1の規定による利子補助の対象となる資金は、要項に基づき、県信連が農業協同組合（以下「農協」という。）に融資する資金とする。

第3 利子補助率

知事が県信連に対して行う利子補助率は、年/%以内とする。

第4 利子補助金の額

第1の規定により知事が県信連に交付する利子補助金の額は、毎年/月/日から6月30日まで、及び7月/日から/2月3/日までの各期間における農業災害対策資金の融資残高（延滞金を除く）に対し、第3に規定する利子補助率の割合で計算した金額の合計額とする。

第5 利子補助契約

第1に規定する利子補助は、知事と県信連会長理事との間に締結する利子補助契約書によつて行うものとする。

第6 利子補助の決定等

県信連は、農業災害対策資金を貸付けようとするときは、農業災害対策資金利子補助金交付申請書（別紙様式第/号）に、農協から提出された借入申込書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の利子補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の諾否を県信連に通知するものとする。

第7 貸付け等

県信連は、第6の2の規定により、補助金の交付決定を受けたときは、すみやかに農協に貸付けを行わなければならない。

2 県信連は、前項の規定により貸付けを行つたときは、すみやかに貸付実行報告書（別紙様式第2号）を知事に提出しなければならない。

第8 利子補助金の請求

県信連が知事に対して利子補助金を請求するときは、利子補助金交付請求書（別紙様式第3号）によらなければならない。

2 前項の請求は、第4の規定による毎期末の翌月の20日までに行わなければならない。

第9 利子補助金の支払

知事は、県信連から、第8に規定する利子補助金交付請求書を受理した場合、その請求が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の翌月中にこれを支払うものとする。

第10 報告及び調査

県信連及び農協は、知事が農業災害対策資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。